戦争に法律刑罰獲得の途が全く抑塞されてゐる。従って吾等の日常生活は、事実に於て全く法律保護の圏外に放置されたものと云はざるを得ない。因って我等は法治国に於ける国民当然の権利として法律刑罰を戦争のために獲得し、無産者の生活に関する一切の私法関係に於いて、あらゆる機会に私権保護の請求又は防衛のために要すべき一切の訴訟費用は之れを国より公給すべきことを要求するものである。

実行方法

一、本案は新執行部に於いて成文を作成し最近の帝国議会に提出すべし

二、運動宣伝は勿論、一般宣伝に本件の主旨を採り入れ、大衆に徹底せしめて制定を促進せしむべきこと。

兵士家族扶助法制定の件

第十六号

中央執行委員会提出

主文

兵士家族扶助法を制定す。要綱左の如し。

一、左の諸項に該当するものは年額千二百円を各期間中給与す。

(イ)[illegible]

(ロ)[illegible]

(ハ)[illegible]

(ニ)入営及出征中の戦亡と廃疾者の家族に対して男子息ある場合は、それが十八才に到るまで。

二、年収千二百円以上の収入ある家族にはこれを給付せず。

理由

現制徴兵制度の下に於ける無産有者階級の生活権の擁護が本案提出の理由である。

実行方法

一、本部は本件の議案を得て最近の議会に提出すべし。

二、党の宣伝に本件を取入れ民衆に本件の趣旨を徹底せしめ本法制定を促進すべし。

生活権擁護運動組織に関する決議

第十七号案

中央執行委員会

主文